

2005

No. 419号 11月号

第19回高齢者ふれあい運動会

楽しい一日を園児と一緒に過ごしました。



あわてず、ゆっくりと！（高齢者）

今月の主な内容

- 平成16年度決算報告…………… 2～3 P
- 平成17年度予算執行状況（上半期）…………… 4 P
- 議会からのお知らせ…………… 5～10 P
- 水産の艇窓…………… 11 P
- スポーツの秋…………… 12～13 P
- 健康へのページ
（インフルエンザに負けないために！）…………… 14 P
- お知らせ 行事予定など…………… 15～18 P



なかよく積みましょう!!（高齢者・園児）

16年度で町民一人あたりが納税した金額は 8 万 2, 480円です。

8 万 2, 480円は下記のとおり使われました。！

金額は、一般会計の決算額を平成17年3月末の人口4,856人で割り、歳出の構成比で計算したものです。
(一般会計に関連する部分で、国保税等は、換算しておりません。)

農林水産業費 漁港整備や農 林水産業振興 のために 1,940円	教 育 費 学校施設の整 備などに 5,970円	民 生 費 福祉の充実な どに 6,670円	衛 生 費 清掃事業や保 健対策などに 4,670円	土 木 費 道路や公営住 宅の整備など に 12,200円
消 防 費 防災活動や消 防施設の充実 のために 5,670円	総 務 費 企画調整、税務戸 籍、各種選挙基金 積立などに 13,580円	公 債 費 借入金の返済 などに 11,490円	諸 費 職員の給与な どに 16,110円	そ の 他 議会費、商工費、 労働費・災害復旧 費に 4,180円

町の積立金と借金は！？

町の積立金残高!! 18億4,427万円 1人当り：38万円 【前年度残高 18億5,247万円】 積立金額 2億6,021万円 取崩額 2億6,841万円 取崩額は... 公共施設建設整備：1億9,100万円 借入金返済：4,870万円 台風18号に伴う災害復旧関連経費：2,421万円 山村広場整備：450万円 積立金は前年度と比較して 820万円減りました。	町の借金残高!! 35億7,548万円 1人当り：73万6千円 【前年度残高 36億9,480万円】 新たな借入 2億3,307万円 内訳は... 渡島東部消防事務組合債務承継：3,427万円 鹿部・本別漁港整備事業：1,460万円 減税補てん債：440万円(減税による減収を埋めるため) 臨時財政対策債：1億7,980万円 (財源不足を補てんするため) 返済額 3億5,239万円 借金は前年度と比較して 1億1,932万円減りました。
--	--

～特別会計及び水道会計の決算～

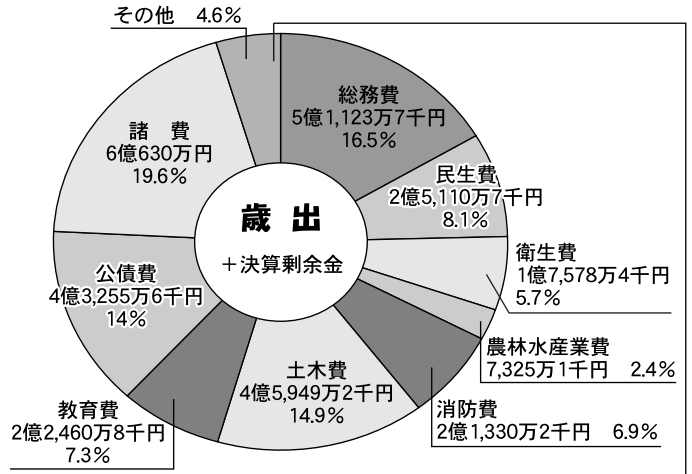
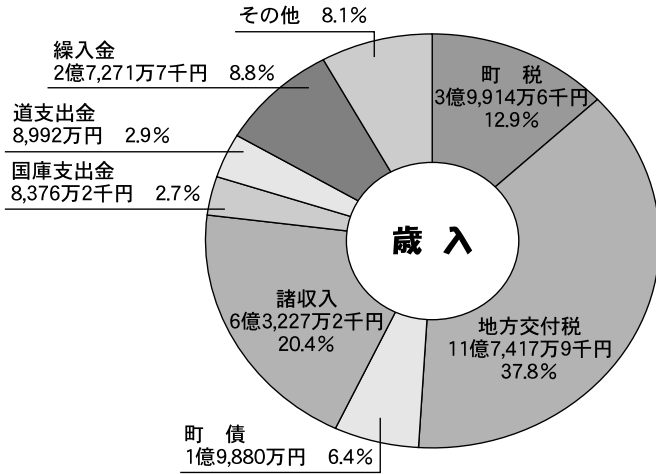
各特別会計		単位：千円				水道事業会計		
会 計 別	収入済額 (A)	支出済額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度へ繰越べき財源(D)	実質収支額 (C)-(D)	区 分	収益的収支	資本的収支
国民健康保険事業 勘定特別会計	643,734	664,830	21,096		21,096	収 入	122,593	43
老人保健特別会計	480,093	472,181	7,912		7,912	支 出	92,947	42,336
介護保険事業 特別会計	201,312	189,612	11,700		11,700	差 引	29,646	42,293
合 計	1,325,139	1,326,623	1,484	0	1,484			

前年度対比 国保会計9.7%減、老人保健会計は5.6%減ですが、介護会計は、保険給付費増により、2.0%増となりました。
国保会計不足額21,096千円はH17年度の歳入を繰上げて充てました。

不足額42,293千円は内部留保資金、消費税資本的収支調整額、建設改良積立金を補てんしました。
水道会計には水道施設整備のための資金の借入があります。
借金残高：5億6,992万2千円

一般会計歳入・歳出決算科目別決算内訳

歳入総額 31億557万1千円 (前年度比 5.7%増)
歳出総額 30億9,406万5千円 (前年度比 6.7%増)



【総務費 主なもの】

大岩地域会館新築工事	78,556千円
地籍調査事業	26,642千円
老人憩いの家管理経費	5,610千円
地方バス路線補助金	1,098千円
町内街灯電気料	3,263千円

【衛生費 主なもの】

各種予防接種扶助	1,291千円
ゴミステーション設置助成	844千円
火葬場管理費	5,645千円
渡島廃棄物処理広域連合負担金	63,687千円
茅部地区衛生施設組合負担金	43,231千円

決算剰余金 (歳入・歳出差引額)
1,150万6千円のゆくえ

貯金	1,100万円
翌年度へ繰越	50万6千円



【公債費】 借金の返済経費

【諸費】 職員の給与等

【その他】

議会費	4,814万5千円
労働費	6万9千円
商工費	7,657万6千円
災害復旧費	2,163万8千円

【民生費 主なもの】

デイサービス運営助成	20,000千円
在宅介護支援センター運営委託	8,000千円
簡易脳ドック等各種検診	3,019千円
母子家庭の医療費助成	1,467千円
乳幼児の医療費助成	6,466千円
障害者医療費助成	21,571千円
保育所入所委託	5,484千円
老人保護措置費	4,899千円
障害者支援費	69,253千円
住民健診	2,661千円
児童手当	23,615千円

【消防費 主なもの】

消防署・消防団経費	209,364千円
防災行政無線システム維持経費	1,058千円
防災行政無線個別受信機更新・修理	1,186千円

【農林水産業費 主なもの】

鹿部救難所運営助成	460千円
ウニ人工種苗中間育成事業 (漁協へ)	7,056千円
昆布種苗供給事業 (漁協へ)	855千円
漁港整備に係る地元負担金	14,622千円
漁業系リサイクル施設運営負担金	5,700千円

【教育費 主なもの】

中学校暗幕・視聴覚室床改修工事	3,518千円
語学指導助手関連経費	4,493千円
奨学資金貸付	5,160千円
山村広場改修工事	10,101千円
給食センターボイラー等改修工事	16,905千円



☆平成17年度予算執行状況 ～上半期～

●一般会計

今年度の一般会計当初予算は、国から交付される地方交付税の更なる減額交付が確定し、新たな財源確保も見込めないことから、経費節減と、各事業については優先度、効果等を考慮し選択・精査を行い前年度の最終予算比で14.4%減となる予算編成となりました。今年度は昨年に引続き台風18号に伴う災害復旧を行い、バイパス道路整備によって来年建て替える老人いこいの家のボーリング工事を行うこととしました。また、災害に備え防災無線放送設備の更新や、老朽化が進む町営住宅の改修等も随時行い環境整備を図り、経費節減を図りながら、「小さなまちにも未来に光が見える町政」をスローガンに、各種事業に取り組んでおります。

歳入執行状況

単位：千円

科 目	予算現額	収入済額	執行率 (%)
町 税	415,521	282,896	68.1
地方交付税	1,132,246	753,779	66.6
使用料及び手数料	75,990	41,235	54.3
国庫支出金	95,066	12,976	13.6
道 支 出 金	122,208	15,983	13.1
財 産 収 入	37,713	4,709	12.5
諸 収 入	401,844	7,993	2.0
町 債	214,800	0	0.0
そ の 他	199,972	63,620	31.8
合 計	2,695,360	1,183,191	43.9



歳出執行状況

科 目	予算現額	支出済額	執行率 (%)
総 務 費	238,513	56,303	23.6
民 生 費	267,350	116,780	43.7
衛 生 費	169,913	61,861	36.4
農林水産業費	107,432	20,564	19.1
商 工 費	78,087	54,685	70.0
土 木 費	382,385	33,813	8.8
消 防 費	209,252	105,743	50.5
教 育 費	188,858	89,172	47.2
諸 費	533,152	257,614	48.3
そ の 他	520,418	223,793	43.0
合 計	2,695,360	1,020,328	37.9

町有財産の状況

種 別	現 在 高
公 土 地	8,479,425㎡
有 建 物	53,195㎡
財 山 林	6,206,212㎡
産 有 価 証 券	583千円
出 資 による 権 利	39,230千円
債 権	39,564千円
基 金	1,844,273千円

町債の状況

借入先別	現 在 高
財 務 省	1,930,218千円
総 務 省	481,001千円
公 営 企 業 金 融 公 庫	335,037千円
北 海 道	32,274千円
地 方 銀 行 ・ 信 用 金 庫	1,164,874千円
市 町 村 共 済 組 合 ほか	201,996千円
合 計	4,145,400千円

※町有財産・町債の状況は平成17年4月1日現在の数値です。 一般会計債 3,575,478千円
企業債 569,922千円

●特別会計

会 計 名	予算現額	収入済額 支出済額	執行率 (%)
国民健康保険特別会計	638,436	209,781	32.9
		305,697	47.9
老人保健特別会計	510,019	195,743	38.4
		225,543	44.2
介護保険特別会計	248,253	120,633	48.6
		81,060	32.7
合 計	1,396,708	526,157	37.7
		612,300	43.8

●水道事業会計

単位：千円

区 分	収 入			支 出		
	予算現額	収入済額	執行率(%)	予算現額	支出済額	執行率(%)
収益的収支	115,475	54,450	47.2	102,968	29,076	28.2
資本的収支	1	0	0.0	42,780	20,481	47.9

特別会計総計（3会計）

歳 入	歳 出	差 引 額	86,143
内	一 時 借 入 金 借 入 額		-
一 時 繰 替 額			132,891
預 金 残 高			46,748

議会からのお知らせ

平成十七年第三回定例会は、九月十三日に招集され、会期を四日間と決め、町長の行政報告のあと、一般質問一件（二項目）が行われ、その後、議案一七件、同意一件、認定五件、発議一件、意見書一件、を審議し、全て原案のとおり可決し会期を二日残して閉会しました。
なお、審議された議案等の主な内容は、次のとおりです。



◎承認

△平成十七年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認

地方自治法の規定により、七月七日付で専決処分したものです。

内容は、公共施設のアスベスト調査委託料八十万円、給食センター浄化槽の修繕料一百六十八万円を追加したものです。

△平成十七年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認

地方自治法の規定により、八月八日付で専決処分したものです。

内容は、衆議院の解散による衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の経費五百九万七千円を追加したものです。

△平成十七年度鹿部町老人保健特別会計補正予算専決処分報告の承認

地方自治法の規定により、八月八日付で専決処分したものです。

内容は、平成十六年度の老人保健交付金の精算確定による

り、超過交付分の償還金として六百四十九万四千円を追加したものです。

◎補正予算

△平成十七年度一般会計

歳入歳出それぞれ、一千七百二十九万一千円を追加し予算総額を、二十六億九千五百三十六万円としました。

内容は、渡島廃棄物処理広域連合負担金二百五万一千円、本別漁港整備事業負担金二百十三万三千円、中央公民館空調室のアスベストの除去工事請負費二百五十万円の追加が主です。

△平成十七年度国民健康保険事業勘定特別会計

歳入歳出それぞれ、三百二十九万円を追加し予算総額を、六億三千八百四十三万六千円としました。

内容は、退職者医療交付金の過年度分の精算に伴う償還金二百二十三万一千円の追加が主です。

△平成十七年度老人保健特別会計

歳入歳出それぞれ、一百四十一万八千円を追加し予算総額を、五億一千九百九千円と

しました。

内容は、老人医療給付費国庫負担金の過年度分の精算に伴う償還金六十八万二千円の追加と一般会計繰入金金の精算による償還金七十三万六千円の追加です。

△平成十七年度介護保険事業特別会計

歳入歳出それぞれ、一千六百四十二万五千円を追加し予算総額を、二億四千八百二十五万三千円としました。

内容は、在宅・施設等サービス給付費五百十八万円の追加と国庫支出金等の過年度分の精算に伴う償還金六百五十一万九千円の追加が主です。

◎条例

△鹿部町表彰条例の全部を改正する条例

内容は、町表彰において自治貢献賞の三十年以上の元一般町職員、元消防職員の表彰及び社会貢献賞の納税功労として納税貯蓄組合関係者の表彰を削除したものが主な改正です。

尚、この条例は、公布の日から施行され、本年度の表彰から適用されます。

△鹿部町個人情報保護条例の一部を改正する条例

内容は、国が行政機関の職員等違反者に対する罰則を設けており、これを受けて、地方公務員についても罰則を設けるよう通達があり、各地方公共団体において罰則を整備しているものであり、当町においても本条例を一部改正するものです。

尚、この条例は平成十七年十月一日から施行されます。

△鹿部町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例について

内容は、鹿部町の公の施設の管理については、地方自治法の定めに従って現在は、直営と管理委託で管理を行っておりますが、平成十五年に地方自治法が改正され、平成十八年九月までに直営と指定管理者制度に移行しなければならぬことから、この条例を制定したものです。

△鹿部町漁業系廃棄物リサイクル施設の設定及び管理に関する条例の一部改正について

内容は、鹿部町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により、鹿部町漁業系廃棄物リサイクル施設の管理を指定管理者に行わせるよう改正したものです。

尚、この条例は公布の日から施行されます。

◎その他

△渡島広域市町村圏振興協議会を組織する普通公共団体の数の減少及び規約の変更について

△渡島広域市町村圏振興協議会を組織する普通公共団体の数の増加及び規約の変更について

△渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に関する協議について

△渡島支庁管内公平委員会を組織する普通公共団体の数の減少及び渡島支庁管内公平委員会規約の変更に関する協議について

△渡島支庁管内公平委員会を組織する普通公共団体の数の増加及び渡島支庁管内公平委員会規約の変更に関する協議について

る協議について

△渡島町税滞納整理機構規約の変更に関する協議について

以上、その他の六議案については平成十七年十月一日をもって、八雲町と熊石町が合併することとなり、規約の変更が必要ことから、議会の議決を求めたものです。

◎同意

△鹿部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
満場一致で、小笠原功氏（字本別三一四番地の一）が選任されました。

◎発議

△鹿部町議会傍聴規則の制定について
内容は、現規則を廃止し、新たに規則を制定したものです。

◎意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。
◇義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書



一般質問

■老人憩いの家の無料化について

■町財産の再利用について（質問者）竹ヶ原公勝 議員

●一項目

バイパス工事により、老人いこいの家が立て替えとなりますが、建て替え後、いくらか料金を徴収し、町財政にと考えていることは、私も同感でありましたが、利用している方々の話を聞いたところ、年金生活者が多数を占めており、限られた年金の中から介護保険等、色々なことで収入が少なくなり、それに加え、入浴料までとなると、今まで毎日入浴していたものが、入浴できなくなります。



いこいの家まで歩くこと、そして、仲間との語らいが、心のケアにつながり、健康維持に貢献しているのではないかと意見もございます。

町財政厳しい状況下ではありますが、町長に伺いたいことは、今回、老人いこいの家の利用者の話を傾ける考えがないのか。

●二項目

町財産の再利用についてお伺い致します。

また、当初、老人いこいの家建設にあたり無料とした理由は何であったのか、お伺い致します。

だけでは、もつたいないと思うのであります。一時間で約三千リットル、開園していない時間帯十四時間お湯を貯めるとなると四万二千リットルにもなります。



鹿部町は温泉の町でもあります。一般家庭に温泉水を売ることにより、ただ捨てている温泉水の有効利用ができるのではないかと思うのであります。町長の考え方を伺い致します。

■施設の計画が出来た段階で利用者の意見を伺う

■慎重に考えたい

(答弁者) 川村 茂 町長

●一項目

老人いこいの家の無料化について、ございますが、結論から申し上げます、建て替えとなる新しい、いこいの家の入浴料金は、現時点では有料と考えているところでございます。

今までの行財政改革での論議や、議員皆様方との協議においても有料にするという意見が多くありますし、建物は町で建てますが、できれば維持管理費の一部は利用者に負担していただきたいと考えております。

また、当初老人いこいの家建設にあたり無料とした理由であります。この施設は、昭和五十年三月に完成したものであり、当初のことはあまり承知しておりませんが、管理条例の中に、「地域の老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、もって老人に健康で明るい生き甲斐のある生活を営ませることを目的として設置する。」としており、当時は老人福祉対策の一環として健康なお年寄りになつてもらうべく、多くの方の利用を考えると無料としたものと思われまふ。当時としては誠的を得た政策であつた

と推察しております。

いずれにいたしましても、施設の概要等がまだ固まつておりませんし、老人クラブ連合会より無料の継続要望書が提出されておりますので、ある程度計画が出来た段階で、老人クラブや利用者にも町の考え方を説明し、ご意見を伺いたいと思つておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

●二項目

次に二点目の町財産の再利用についてでございます。

公有財産のうち普通財産に係る有効利用に関してのご質問と思ひます。町では、現在町民の皆さん他に九十件の町有地を貸し付けしており、本人の要望があれば議会の承認を得たうえで必要部分については売却を実施してきております。また、遊休地についても、今後希望があれば売却についての話し合いに応じていきたいと思つておりますが、町内では、現在、鹿部ハイパス事業が進められており、将来は代替地として確保する必要も考えられることや、個人の財産形成となるような売却にならないよう慎重に対応していきたいと考えております。

次に、間歌泉公園の温泉水の新たな利用についてでございます。間歌泉は約十分に一回噴き上げ、一回当たり約五百リットルの湯量があり、営業時間外であれば竹ヶ原議員の言われるとおり、温泉水の販売も十分可能な湯量であると思ひます。

しかしながら、近年は、各家庭に浴室がありながら、開放感やリラククスを求めて、大型温泉施設へ出かける度合いが多いことや、間歌泉の泉質は、浴槽にスケールの付着や着色などが予想されることから、自宅での利用を差し控えることも考えられるなど、利用者がいるかどうかの不安材料がありますし、販売するための設備投資や人件費なども発生することから慎重に考えたいと思つております。

いずれにいたしましても、間歌泉公園は当町の観光拠点でありますので、今後、町民皆様方のご意見を伺いながら施設の充実を図つて参りたいと思ひますので、ご理解を願ひたいと存じます。

■再質問と再々質問の要約

(質問者) 竹ヶ原公勝 議員

●一項目

老人いこいの家の無料化については、住民の立場にたつた考え方や、町の老人福祉の目玉というのは、どのようにするのか、お伺ひしたい。

●二項目

間歌泉公園の温泉水も鹿部町の観光の目玉になるのではないか。

■再答弁と再々答弁の要約
(答弁者) 川村 茂 町長

●一項目

行財政改革の中で検討し、高齢者の皆さんにも一部負担していただきたいと考えています。高齢者の方々へ老人いこいの家の建設費・維持管理費等を説明し、ご意見を伺つてまいりたい。

●二項目

温泉水の利用については、町づくりの一つの方策として研究させていただきたい。

※再質問、再々質問、再答弁、再々答弁については、要約してあります。

詳しく、知りたい方は、議会事務局へお問い合わせ願ひます。



以上五会計の平成十六年度決算認定については、本会議初日に、議長を除く議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、翌日開催した同委員会で慎重に審査した結果、いずれの会計も認定すべきものと決定され、本会議において委員長報告がなされ満場一致で認定した。

なお、各会計の決算状況は次のとおりである。

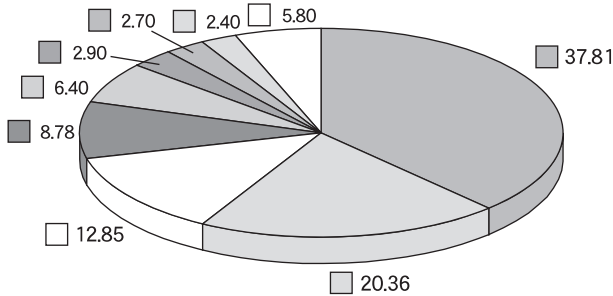
- △一般会計
- △国民健康保険事業勘定特別会計
- △老人保健特別会計
- △介護保険事業特別会計
- △水道事業会計



一般会計歳入歳出決算内訳

歳入 31億0,557万円

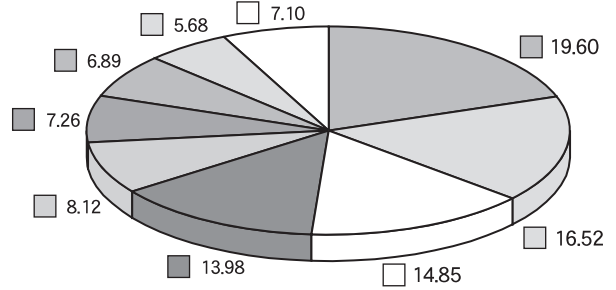
歳入決算額の割合



- 地方交付税
- 繰入金
- 国庫支出金
- 諸収入
- 町債
- 使用料および手数料
- 町税
- 道支出金
- その他

歳出 30億9,406万円

歳出決算額の割合



- 諸費
- 公債費
- 消防費
- 総務費
- 民生費
- 衛生費
- 土木費
- 教育費
- その他

歳入 単位：円 / %

項目	決算額	割合
地方交付税	1,174,179,000	37.81
諸収入	632,272,397	20.36
町税	399,145,898	12.85
繰入金	272,716,721	8.78
町債	198,800,000	6.40
道支出金	89,920,046	2.90
国庫支出金	83,761,978	2.70
使用料及び手数料	74,669,384	2.40
その他	180,105,527	5.80
合計	3,105,570,951	100.00

歳出 単位：円 / %

項目	決算額	割合
諸費	606,299,560	19.60
総務費	511,237,164	16.52
土木費	459,491,666	14.85
公債費	432,556,263	13.98
民生費	251,106,889	8.12
教育費	224,608,441	7.26
消防費	213,301,807	6.89
衛生費	175,783,889	5.68
その他	219,678,901	7.10
合計	3,094,064,580	100.00

●各会計歳入歳出決算額

単位：円

会計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引
一般会計	3,105,570,951	3,094,064,580	11,506,371
特別会計	国民健康保険	664,830,234	21,095,654
	老人保健	472,181,323	7,912,449
	介護保険事業	189,612,097	11,700,145
	小計	1,326,623,654	1,483,060
業水道会計	収益的収支	92,355,243	24,753,778
	資本的収支	42,336,099	42,292,692

委員会の活動

総務経済常任委員会 所管事務調査

◇調査事項

鹿部町の地域防災計画について

◇調査実施日

平成十七年七月十九日

◇調査方法

担当課より説明を受け、屋外拡声機設置箇所視察後、質疑を行った。

◇調査結果

現在の防災計画は、平成十年度の災害対策基本法に基づき、平成十一年度に策定。今回、行政組織の改正や国・道の組織改革等により、平成十八年三月頃を目途に全面修正する予定。

その他として、近隣町村の合併により、駒ヶ岳火山噴火町相互間地域防災計画についても修正予定。また、職員駒ヶ岳火山災害対策計画についても行政組織の改正により見直し作業を行っている。



現在の駒ヶ岳の火山活動は静穏に経過しており、火山性微動もないが、噴煙については、平成十五年九月以降弱い噴煙がしばしば観測されている。専門家の話では、大規模に噴火する可能性は低いという一方、自然という駒ヶ岳の状況が変わる可能性も否定できないと話している。

今回の駒ヶ岳演習場周辺無線放送施設設置事業費は、二億二千六百四十二万六千円を見込み国庫補助金として七五パーセントが賄われ、残りを

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇調査事項

鹿部町国民健康保険事業勤定特別会計の財政状況について



◇調査実施日

平成十七年七月二十日

◇調査方法

担当課より説明を受け、質疑を行った。

◇調査結果

平成十六年度の歳入六億四千三百七十三万四千円に対し、歳出六億六千四百八十三万円で、二千一百九万六千円の赤字決算となり、前年度の約二倍の赤字額となる。

財政調整基金については、平成九年度に九千二百万円であったものが、平成十五年には、底をつき残高無し。このため、赤字分を翌年度の予算で賄っている。

普通調整交付金は、保険税の徴収率が八八・五六パーセントとなることから、国からのペナルティとして九パーセント（約六百万円）交付金が減額され、七千二百七十九万九千円、特別調整交付金は、二百八十一万二千円交付されるが、十八年度から廃止される。

国保加入率は、人口の五八パーセント以上が加入しており、微増傾向にある。

療養給付費の被保険者の医療費負担は三割で、残り七割二億六百三十二万三千円を負担。一人当たりの医療費は、一般被保険者で十三万二千九百三円、退職者被保険者二十四万五千九百八十三円となる。老人保健拠出金は、一般財

◎平成16年度国保税の収納状況

科 目	調定額	収納額	未収額	収納率	
一般分	医療給付費現年課税分	235,015,846円	205,456,335円	29,559,511円	87.42%
	介護納付金現年課税分	13,839,003円	12,207,383円	1,631,620円	88.21%
退職者分	医療給付費現年課税分	22,908,054円	22,908,054円	0円	100.00%
	介護納付金現年課税分	922,197円	922,197円	0円	100.00%
合 計	272,685,100円	241,493,969円	31,191,131円	88.56%	

源の負担割合約五割で平成十六年度では、一億二十八万五千円。平成十二年度から開始された介護納付金は、十三年度から十六年度までに一千二百四十二万二千円不足となっている。

これらの原因としては、国民健康保険税・介護納付金の滞納や保険税の収納率が九三パーセントを下回ることに伴い、国からのペナルティとして交付金が減額されること。更に老人保健拠出金の医療費の増加に伴う町負担の増が上げられる。

国民健康保険税の収納状況は、医療・介護併せて二億四千四百九十九万三千九百六十九円、率にして八八・五六パーセントとなっている。

平成十七年五月末までの滞納状況は三五九人で滞納額は一億九千九百六万五千六百三十九円、五〇万円以上の高額滞納者は一四六人で、一億五千七百四十六万六千円の滞納があり、滞納者全体の八〇パーセントを占めている。

漁業不振に関わらず、国民の義務として、滞納者に対する保険証の交付方法や職員の徴収に対する意識改革も含め十分協議されたい。また、医療費抑制のため、保健事業に積極的に取り組まれない。

議 会 広 報 研 修 会

去る8月22日札幌市において、議会広報研修会が開催され、当町の議会だより編集委員2名も参加し議会広報の作り方等について研修しました。

この研修会は毎年開催され、全道の議会広報担当者の研修として、22日は道南・道央、23日道東・道北に分かれ、22日の研修には313名の議員等が参加しました。

今回の研修は、広報プランナー（企画・立案）の和田雅之氏を講師として、読者の要望をどうとらえるか等の研修をしてきました。



あなたも議会を傍聴してみませんか。

次の定例会は、12月上旬に開催される予定です。

（開催日が近くなりましたら町防災無線でお知らせします。）

～手続きは簡単です。～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。

水産の艇窓

～鹿部漁港が生まれ変わります。～



安心で安全な水産物を安定的に供給できるよう高度な衛生管理型漁港となります。

今年度から実際に着手しました。H25年に完成予定です。

漁場・漁港・加工・流通等、生産地域が一体となって取り組み、地域のブランド化を目指します。



**しかべ間歇泉公園
さかな市
毎週日曜日好評開催中！！**
さけ・ふくらげ・そい・すけそetc...



9月の水揚

魚種	数量	金額
すけそ	2,726.5kg	122,626円
たこ	43,832.5kg	34,209,345円
さけ	66,856.4kg	15,617,571円
いか	30,600.1kg	3,913,630円
かれい	2,209.3kg	1,167,961円
あぶらこ	421.6kg	243,591円
黒そい	49.4kg	23,893円
ほっけ	17,335.0kg	5,856,941円
がや	67.4kg	31,829円
かじか	778.3kg	23,893円
ひらめ	50.6kg	89,617円
はたはた	1,682.4kg	1,527,058円
さば	490.3kg	13,692円
ふくらげ	6,980.8kg	1,527,058円

魚種	数量	金額
ほっき貝	2,326.7kg	630,205円
まぐろ	308.2kg	632,382円
たら	709.6kg	471,098円
つぶ	38,116.7kg	4,204,602円
えび	399.9kg	579,733円
いわし	274.2kg	1,660円
その他	1,076.6kg	308,433円





選手宣誓 鹿部柔道スポーツ少年団 高村 大空くん

10月2日(土)、渡島管内スポーツ少年団協議会主催による、第十四回渡島管内スポーツ少年団柔道交流大会が鹿部町総合体育館で開催されました。
 参加チームは、12団体で個人戦・団体戦と行われました。出場した選手の皆さんは日頃の練習の成果をだし、精一杯戦いました。
 なお、鹿部スポーツ少年団での個人戦入賞者は、1・2年生女子の部、山内彩聖さんが準優勝いたしました。

第十四回渡島管内
 スポーツ少年団
 柔道交流大会

『スポーツの秋』
 鹿部町で各スポーツ少年団
 による大会が開催されました。

【団体戦】

部門	優勝	準優勝	3位	3位
小学生の部	臥牛柔道少年団	森町柔道スポーツ少年団	柔心館	上磯柔道教室
中学生の部	大野町柔道少年団	臥牛柔道少年団	函館柔道スポーツ少年団	上磯柔道教室



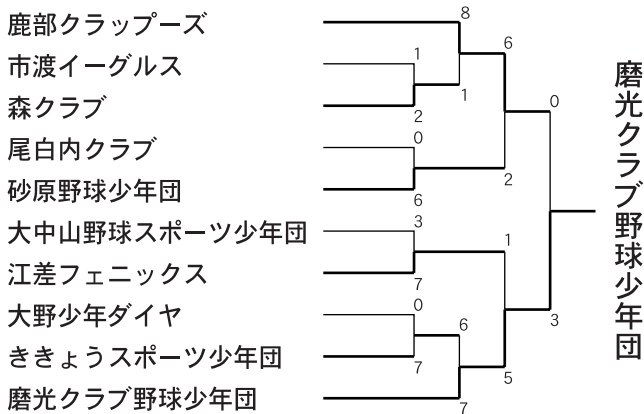
盛田幸妃氏を囲んで記念撮影

第二回盛田幸妃杯
 少年野球大会

10月9日(土)10日(日)、第二回盛田幸妃杯少年野球大会が鹿部山村広場野球場で開催されました。

盛田幸妃氏は、地元之恩返しをしたいとの要望で昨年より本大会が実施されており、今年の参加チームは、地元鹿部クラブプーズをはじめ10チームが集まりトーナメント戦により熱戦が繰り広げられました。

鹿部クラブプーズは惜しくも準優勝



決勝戦にいどむクラブプーズナイン

第1回鹿部カップ近隣市町小学生サッカー交流大会成績表

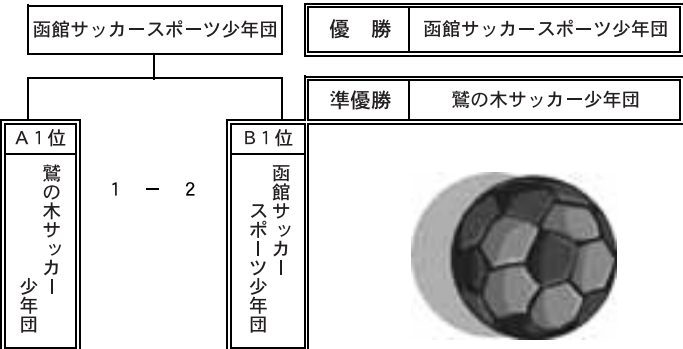
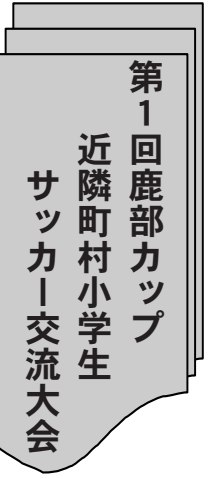
Aブロック

	鹿部	鷺の木	久根別	勝点	勝	分	負	得失差	総得点	総失点	順位
鹿部	△	x 1-4	1-1	1	0	1	1	-3	2	5	2
鷺の木	4-1	△	4-0	6	2	0	0	7	8	1	1
久根別	1-1	x 0-4	△	1	0	1	1	-4	1	5	3

Bブロック

	砂原	森	函館	勝点	勝	分	負	得失差	総得点	総失点	順位
砂原	△	x 1-3	x 1-5	0	0	0	2	-6	2	8	3
森	3-1	△	x 3-6	3	1	0	1	-1	6	7	2
函館	5-1	6-3	△	6	2	0	0	7	11	4	1

10月15日(土)山村広場多目的グラウンドの開設を記念し、第1回鹿部カップ近隣市町小学生サッカー交流大会が開催されました。
グラウンド一面にひかれた緑の芝生の上を選手たちは、ひとつのボールを追いかけ力一杯戦っていました。応援に駆け付けた父母の皆さんも精一杯の声援を送っていました。



☆～たいへんよくがんばりました。～☆

9月29日(木)におこなわれました3歳児健診で、次のお子さんはむし歯が1本もありませんでした。これからも歯みがきを頑張って、むし歯を作らないようにしましょう。



(鹿部)村田 聖ちゃん
保護者 村田 昌仁さん



(鹿部)横井 美咲ちゃん
保護者 横井 邦彦さん



(宮浜)竹駒 省吾くん
保護者 竹駒 悟さん



(宮浜)木村 梨花ちゃん
保護者 木村 欣廣さん



(宮浜)平井 愛実ちゃん
保護者 平井 俊光さん



(宮浜)平井 李佳ちゃん
保護者 平井 康之さん



(本別)木村 大珠くん
保護者 木村 亮太さん



健康へのページ

ほけんし ごんにちは保健師です。

今月の担当は、藤森 裕美です。

この冬 インフルエンザに負けないために！

インフルエンザは、日本で最大の感染症で、毎年11月下旬から翌年3月を中心に流行することが多いです。普通の風邪と違い重症化し、時には肺炎を合併することもありますので早めの予防策が大切です。



インフルエンザに負けない 体づくりをしよう。

①栄養バランスの良い食事をとる

たんぱく質とビタミン、ミネラルを多めにバランスよくとって、免疫力を高めましょう。特に高齢者は低タンパクになりがち。意識して肉や魚、大豆製品をとるようにしましょう。

②体を鍛える

毎日のウォーキングなどで、積極的に体を動かし、適度な運動で体力をつけましょう。

③体を冷やさない

温かい食事などで血液の循環をよくしましょう。服装は薄い素材の重ね着などで調節を。ただし、厚着しすぎは逆効果です。

④睡眠・休養をしっかりとる

⑤手洗い・うがいをする
⑥インフルエンザ予防接種をうける

予防接種には、副作用がありませんので主治医に相談しましょう。

インフルエンザワクチンの 接種料金を助成します。

インフルエンザワクチンを接種した左記の町民の方へ、1回の接種につき2千円の助成を行います。手続きは左記のとおりとなります。

一・対象者

接種日において満65歳以上の方、及び満60歳以上64歳までの方で心臓疾患、腎臓疾患、呼吸器疾患等の内

部障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方

満15歳以下で中学校3年生までの方、右記の方で町内又は町外の医療機関でインフルエンザワクチンを接種した方

二・期間

平成17年10月1日～

平成18年1月31日接種分

三・助成金額

1回の接種につき2千円
1回の接種料金が2千円に満たない場合は、かかった費用のみ町負担とします。

なお、対象の方については1回のみ、の方については2回までの接種を助成対象とします。

四・手続き方法

【町内の医療機関で接種を受けられる方】
医療機関へのワクチン接種の予約は各自で行ってください。

1回の接種料金のうち、町助成金を差し引いた差額のみ医療機関窓口でお支払下さい。

【町外の医療機関で接種を受けられる方】
医療機関へのワクチン接種の予約は各自で行って下さい。

詳細については、役場民生課介護・保健推進係へお問合せ下さい。

さい。ただし、65歳以上の方は事前に役場民生課へ接種の申込みをして下さい。

医療機関に持参してもらう書類（予防接種依頼書）をお渡しします。

ワクチンの助成金は手続き後、払い戻しとなりますので、一度病院窓口で、全額立替払いをして下さい。（接種料金は医療機関によって異なります。）病院で支払をした際にもらったインフルエンザワクチンを接種したことが明記された領収書を役場民生課まで持ってきて下さい。

助成金は口座振込みとなりますので、その際に預金通帳（郵便局以外の金融機関）の口座番号・口座名義人名をお知らせ下さい。

五・その他

医療機関によっては、予防接種の日時が決まっているところや予約制となっている場合がありますので、受診する前に各自で確認してください。

詳細については、役場民生課介護・保健推進係へお問合せ下さい。

漁業者の皆様へ 税務課からのお知らせ

- 平成十六年度税制改正に伴う免税軽油使用者の欠格要件が改正され、町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税について滞納がある場合は、免税使用者証は交付されないこととなりました。
- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したと(一)により法第700条の15第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者
 - 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者
 - 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくは受けることなくなつてから3年を経過しない者
 - 四 免税軽油の使用者が法人の場合で一から三までのいずれかに該当する者が役員となつている法人
 - 五 右記一から四の場合のほか、免税軽油使用者証及び免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認められるとき

地方税法の規定に基づき、免税軽油使用者の新規又は申請の都度従前からの書類(免税軽油使用者証交付申請書、免税用機械の内訳、機械の所有状況等を証明する書面)に加え、前記一から四までの免税軽油使用者欠格事由に該当しない者であることを誓約する趣旨である「誓約書」の提出が必要

既に交付を受けている使用者(2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けている場合)にあつては、そのいずれかの者(以下「共同申請」(一)が地方税法に関する法令の規定に違反したとき、その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずる場合がある。

◎軽油の免税額32.1円

共同申請の場合は、使用者全員の記名押印が必要となります。

共同申請の場合は、いずれかの者が違反した時は、共同申請者全員が使用者証を返納しなければなりません。(知事からの返納命令)

- 一 地方税法に罰則規定があるものの他、道税、市町村税に滞納がある場合を含む(国税保も含まれる)
- 二 漁業用途の申請者は、大半、共同申請されている。

法令違反は罪が重いので 注意が必要

偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行ったものは、5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処す。

免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。これに違反したものは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す。

申請された船舶が免税軽油は使用できない。

(例) 船を2隻持っているが、1隻しか使用申請していない場合は、申請している1隻の他は使えない。

詳しくは、役場税務課へお問合せ下さい。 ☎7・2111



— 今月の納期 —

【国民健康保険税 第6期分】

納期限は 11月30日(水曜日)です
「期限内完納にご協力をお願いします。」
役場 税務課 電話(代表) 7-2111

ゴミの減量にご協力を!

ゴミの減量、環境美化のため水切りをお願いします。!

「燃やせるゴミ」の中に、水分が多量に含まれているものが見られます。この水分が多いと回収作業に支障を来したり、ゴミステーションの周辺を汚すこととなります。

また、処理にあたってはこの水分も重量として計量されるため処理料がかかつてしまいます。

これらを防ぐため、生ゴミを指定ゴミ袋に入れる前には十分に水切りをしましょう。

『分別一口メモ』

紙類を出す際には、段ボール、雑誌、新聞及びチラシ、紙パック、その他紙類に分けて、束ねて出してください。小さな紙や空き箱等は、使用済み封筒に入れてから束ねると簡単です。

9月のゴミ回収量(一般ゴミ)

全体107.59t(昨年度同月回収量106.55t)約1%増となっております。

内訳

焼却処分	81.71t
リサイクル	13.88t
埋立処分	12.00t

北海道高齢者総合相談センター事業内容のお知らせ

当相談センターでは、北海道からの委託を受けて、悩みごと心配ごとの相談を受けておりますが、その事業内容といたしましては、年齢を問わず無料で一般相談や専門相談を来所、電話等でお受けしており、特に専門相談につきましては、遠方の方であつても弁護士や医師等の専門家と電話で相談を受けることができます。

開設日 月曜日から金曜日
ただし、祝日、年末年始（12月28日から1月4日）は除きます。
開設時間 9時から17時
相談電話
☎ 011・251・2525
FAX 011・251・6156

相談内容

『一般相談』

本人や家族の悩み、心配ごと、生きがい活動など

『専門相談』

医療、法律、年金など

医療の相談

（第1・第3水曜日午後1時～4時）

法律の相談

（毎週月曜日及び第2水曜日午後1時～4時）

年金の相談

（第1・第3木曜日午後1時～4時）

赤い羽根共同募金運動への協力

赤い羽根共同募金は、子どもたちや一人親家庭の福祉のためにも役立てられています。地域や学校での福祉教育やボランティア活動・一人親家庭の交流会や入学・卒業時の懇談会等地域での仲間作りや社会福祉に関する理解を深めています。

鹿部町の福祉活動を支えるために今年もご協力をお願いいたします。



平成18年度

国立小樽海上技術学校入学募集のお知らせ

一。募集人員等

本科 30名（推薦入学者含む）

修業年限 3年

受験資格 15歳以上

中学校卒業者（卒業見込みを含む）

受験料 無料

二。推薦入学試験

期日 平成18年1月15日

願書受付期間

平成17年12月12日～

平成18年1月11日

募集人員 定員の約40%程度
合格発表 平成18年1月20日

三。一般入学試験

期日 平成18年2月12日

願書受付期間

平成18年1月6日～

平成18年2月7日

合格発表 平成18年2月17日

四。特典

海技従事者国家試験受験に際して4級海技士（航海）並びに内燃機関4級海技士の筆記試験が免除
4級小型船舶操縦士の資格を取得
高等学校を卒業した者と同等の資格が認定
お問合せ先

国立小樽海上技術学校 教務課

小樽市桜3丁目21番1号

☎ 0134・54・2122

戸籍係からお知らせ

～確かめましょう～

あなたの国籍

国籍選択は『重国籍者』の大切な義務です。

重国籍者とは

外国で生まれた方や親が外国国籍の方は重国籍の可能性がります

右記以外にも、婚姻や認知等により重国籍となる場合があります

詳しいことは、役場民生課戸籍係

☎ 7・2111（内線45）

又は最寄の法務局、大使館、領事館にお尋ね下さい。

健康保険・年金係からお知らせ

年金の相談は

平成17年10月31日から

『ねんきんダイヤル』へ！

・年金請求などの年金相談

☎ 0570・05・1165

・年金をお受けになっている方の年金相談

☎ 0570・07・1165

受付時間は午前8時30分～午後5時

（土・日・祝日を除く）

『ねんきんダイヤル』は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎ致します。

通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

電話機の設定、PHSなど電話機によってはご利用になれません
お手数ですが他の電話機でおかけ直したくか、最寄の社会保険事務所をご利用下さい。

社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>

無料で法律相談お受けします

法律相談とは、弁護士がどのようなお困りごとか事情を伺い、お聞きした情報の範囲の中で、法律に照らして判断し、一般的なアドバイスを行うものです。

今回は、一人当たり30分程度として無料で相談を受け付けますので、困りごとを抱えていてどんな解決方法があるのか知りたい、あるいは弁護士に依頼するところまではまだ考えていないけれども一度話だけ聞いてみたい、といった場合にご利用ください。

時 11月17日(木)
午後1時30分～3時30分
(一人につき30分程度)

場 所 鹿部会館
相談弁護士 武部法律事務所
函館弁護士会所属弁護士

相談内容 離婚、親権者変更、遺産相続などの家族の問題

交通事故や傷害事故等の刑事問題・非行等による少年問題
土地の境界や建物の所有権などの不動産の問題

サラ金やクレジット、欠陥商品などの消費者問題など

相談料 無料

相談は予約制となりますので、事前にお電話でお申し込み下さい。

【申込先】役場民生課

☎ 7・2111(内線45)

建設水道課水道係からお知らせ

現在の水道料金徴収員が10月末日をもって退職となります。11月1日から当分の間は建設水道課の職員が業務に当ることになりました。

他の業務との兼務となり、今までの様に小まめには、巡回できませんので窓口納付・口座引落等に切り替えて、速やかに納入くださいますようお願い致します。

どうしても役場に来られない方、どうしても都合がつかない方は、水道係までご連絡下さい。指定を受けた日時に訪問いたします。水道料を未納のままに放置しますと督促状が配布され、その後は給水制限も検討してまいりますので、完納にご協力くださいますようお願い致します。

連絡先 鹿部町建設水道課水道係
代表電話 7・2111
直通電話 7・3640 (内線64)



森警察署ニュース



平成17年北海道警察スローガン

「安全・安心 北海道」道民とともに、道民のために

ストップ・ザ・交通事故死 ～めざせワーストワン返上～

夕暮れ時の高齢歩行者・自動車利用者の交通事故防止
週末の郊外部国道での速度出し過ぎによる交通事故防止

平成17年9月中の犯罪発生状況

罪種	全刑法犯 認知件数(件)			窃盗発生件数			侵入犯罪			街頭犯罪					
	認 知 件 数 (件)			侵 入 ・ 非 侵 入 窃 盗			侵 入 窃 盗 (件)			車 上 狙 い (件)			自 動 車 盗 (増 減)		
	H17 9月	H16 9月	増減	H17 9月	H16 9月	増減	H17 9月	H16 9月	増減	H17 9月	H16 9月	増減	H17 9月	H16 9月	増減
管内															
森警察署管内	20	60	-40	15	60	-45	3	6	-3	3	18	-15	1	0	+1
鹿部町内	6	10	-4	4	10	-6	0	0	±0	0	2	-2	0	0	±0

平成17年9月中の交通事故発生状況

	発生件数(件)			死者数(人)			傷者数(人)			物損事故(件)		
	H17 9月	H16 9月	増減	H17 9月	H16 9月	増減	H17 9月	H16 9月	増減	H17 9月	H16 9月	増減
森警察署管内	4	3	+1	0	0	±0	8	3	+5	28	50	-22
鹿部町内	1	0	+1	0	0	±0	2	0	+2	1	6	-5

11月～12月の行事予定カレンダー

11月16日(水)	(民) 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00～11:30 (民) " 老人いこいの家 " 14:00～16:00	30日(水)	(民) 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00～11:30 (民) " 老人いこいの家 " 14:00～16:00
17日(木)		12月1日(木)	(公) クリスマスリースづくり教室(一般町民) 中央公民館 18:30～
18日(金)		2日(金)	
19日(土)	(公) 土曜クラブ【ドッジボール教室】(小・中学校) 総合体育館 10:00～12:00	3日(土)	(公) 土曜クラブ【木工クラフトづくり教室】(小学校1～3年生) 中央公民館 10:00～12:00
20日(日)	■ 市立函館南茅部病院 (TEL2-3511)	4日(日)	■ 市立函館南茅部病院 (TEL2-3511)
21日(月)	(体) チャレンジバドミントン(小学校4～6年生) 総合体育館 15:00～ (公) 高齢者生涯ガレッジ【幼稚園児と交流】(60歳以上の町民) 幼稚園 10:00～12:00 (民) 1歳6か月児健診 総合体育館保健室 受付時間 13:00～13:30	5日(月)	(体) チャレンジバドミントン(小学校4～6年生) 総合体育館 15:00～
22日(火)	(民) 体力向上トレーニング教室(65歳以上) 総合体育館 13:30～ (公) 料理教室【燻製づくり】(一般町民) 中央公民館 18:00～	6日(火)	(民) 体力向上トレーニング教室(65歳以上) 総合体育館 13:30～
23日(水)	★ 勤労感謝の日 ■ 市立函館南茅部病院 (TEL2-3511)	7日(水)	(民) 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00～11:30 (民) " 老人いこいの家 " 13:30～15:30
24日(木)		8日(木)	
25日(金)	(民) バンビ教室 中央公民館 受付時間 10:00～ (公) 料理教室【燻製づくり】(一般町民) 中央公民館 18:00～	9日(金)	
26日(土)		10日(土)	(公) 土曜クラブ【木工クラフトづくり教室】(小学校4～6年生) 中央公民館 10:00～12:00
27日(日)	■ 坂口内科クリニック (TEL2-6611)	11日(日)	■ 市立函館南茅部病院 (TEL2-3511)
28日(月)	(公) 料理教室【そばづくり】(一般町民) 中央公民館 18:00～ (体) チャレンジバドミントン(小学校4～6年生) 総合体育館 15:00～	12日(月)	(体) チャレンジバドミントン(小学校4～6年生) 総合体育館 15:00～ (公) 高齢者生涯ガレッジ【ゲートボール】(60歳以上の町民) 幼稚園 10:00～12:00
29日(火)	(民) 体力向上トレーニング教室(65歳以上) 総合体育館 13:30～	13日(火)	(民) 体力向上トレーニング教室(65歳以上) 総合体育館 13:30～
		14日(水)	(民) 赤ちゃん健診 総合体育館保健室 受付時間 13:30～14:00
		15日(木)	(民) BCG・3種混合予防接種 総合体育館保健室 受付時間 13:00～14:30

※行事日程等について、施設等の都合により変更となる場合がございますので、行事に参加される場合は、事前に担当課へ確認願います。


◆お問い合わせ先略称◆ (中) 中央公民館 (TEL 7-3124) (民) 役場民生課 (TEL 7-2111)
 (体) 総合体育館 (TEL 7-3988)

■11月～12月の休日当番医療機関のお知らせ


発行／鹿部町

編集／総務・防災課 製作／榎三和印刷

山口勝幸	高野二	村林雄	平悦正	渡部正	佐藤正	工藤秀	氏名
七三四	三六六	六八六	六八六	七五七	七八八	八九九	享年
本別	本別	本別	宮浜	宮浜	宮浜	鹿部	住所


 おくやみ
 もうしあげます

工藤龍三	佐久間希之介	氏名
三	透	保護者
鹿部	鹿部	住所


 おたんじょう
 おめでとう

世帯と人口

平成17年9月30日現在
 ()は前月比です

世帯数	1,790世帯(+7)
男	2,388人(±0)
女	2,500人(+6)
計	4,888人(+6)

65歳以上の人口 1,062人
 高齢化率 21.7%



今月は、先月同様、駒ヶ岳火山活動に変化がありませんので、火山活動資料は掲載いたしません。

鹿部町ホームページアドレス <http://www.town.shikabe.hokkaido.jp/>

Eメールアドレス info@town.shikabe.hokkaido.jp